

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度第1回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	平成30年 5月30日(水) 午後1時57分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	磯田 和彦(埼玉県川越県土整備事務所 所長) 高島 誉章(公認会計士) 林 真由美(弁護士)
欠席者の氏名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表(様式第1号) 3 入札方式別発注工事一覧表(様式第2号) 4 入札参加停止等の措置状況総括表(様式第3号) 5 入札参加停止等の措置状況一覧表(様式第4号) 6 抽出事案説明書(様式第5号)
担 当 部 課 名	【担当課等】 (建設部) 岩崎公園課長、片岡道路維持課長、 加藤道路建設課長 (環境クリーン部) 古澤東部クリーンセンター施設課長 (上下水道局) 磯総務課長、根岸下水道整備課長 他 各担当課職員 【事務局】 加藤総務部長、富田総務部次長、岸契約課長、 他 事務局職員

発言者	審議の内容
委員	<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>平成29年10月1日から平成30年3月31日までの市、上下水道局及び市民医療センター発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p>13 ページにあります入札参加停止者 1 番の燦クリーン株式会社の停止理由は、工期内に工事が完了しなかったという理由によろしいですか。工期内に終わらない場合は工期を変更したり、また工期内に終わらなかった理由として、工事業者の瑕疵によるものなど色々要因があると思いますが、一般的な取扱いとして工期内に工事の引き渡しができなかった場合は、停止条件に当たるのですか。</p>
契約課	<p>本停止の内容につきましては、上下水道局発注の工事となりますが、受注者が予定していた下請業者に製品の発注を依頼していたところ、下請業者の社長が亡くなり、発注部品の製造ができなくなってしまい、製品の製造ができる他の業者を探しましたが見つからなかったため、受注者から工事ができなくなった旨の報告があったものです。</p> <p>通常、天候等の影響により工期内に完成できない場合は、工期を延長する契約変更を行い、工事を完成させる所ですが、今回は、受注者から製品の製造ができる下請業者が見つからないという申し出があり、工事を工期内に完成させることができなかったということで契約の解除を行ったものでございます。</p> <p>これにつきましては、所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づき、工期内に完成しなかったことが契約違反に該当することから、入札参加停止措置を行ったものでございます。</p>
委員	<p>何らかの要因で工期内に工事が完成しなくても工期変更をして対応しているが、今回は「工事を完成させるための製品の納入ができないため工事が完了できない」ということで、入札参加停止措置の要件に該当したということによろしいですね。</p>
契約課	<p>その通りでございます。</p>
委員	<p>その工事は契約を解除したということによろしいですか。</p>
契約課	<p>契約を解除いたしました。また、その工事につきましては、年度</p>

<p>委員</p> <p>上下水道局総務課</p>	<p>内には完成いたしませんでした。</p> <p>違約金はいただきましたか。</p> <p>違約金は契約金額の10分の1の金額をいただきました。</p>
<p>契約課</p>	<p>2 審議事案の抽出結果報告</p> <p>審議の対象となる事案の中から、低入札価格調査の対象となった事案、総合評価方式による事案、1者のみの入札となった事案、随意契約による事案等から、合計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p>3 抽出された事案の審議</p> <p>① 「東所沢公園外13公園公園灯LED改修工事」 (市発注・一般競争入札)</p> <p>低入札価格の理由につきましては、照明器具類の調達において発注先を一つに絞り大量に一括発注を行うことやメーカーの在庫処分に伴い定価見積額の1/3程度の額に抑えることができたものです。また、自社において所有する高所作業車を使用することで経費の削減が図れたことによるものです。</p> <p>また、26番の「中富南公園外5公園公園灯LED改修工事」を落札したことにつきましては、落札業者は市発注工事を毎年1件程度受注しておりますが、平成29年度は、共同企業体による受注はあるものの、当該業者単独による受注には至っておらず、地元Aランク業者として非常に高い受注意欲によるものと思われます。</p>
<p>委員</p>	<p>今の説明ですと、抽出した工事については「一括購入して安く購入できた」ということで、同じようなもう一つの工事に関しては「受注意欲の表れ」ということでしたが、同じような工事を1社で受注して、その工事用の照明器具類を一括で大量購入して行ったということですか。</p>
<p>公園課</p>	<p>工事内容が同じような照明器具の交換工事であったため、照明器具を一括購入したと業者から聞いております。</p>
<p>委員</p>	<p>安くなったもう一つの理由というのは、リースではなく自社の高所作業車を使ったからということでもよろしいですか。</p>
<p>公園課</p>	<p>安くなったもう一つの理由といたしましては、下請業者を使わずに自社の車両で直営にて施工できるため、直接工事費などがかなり抑えられ、低価格となったものでございます。</p>

委員	低価格でも 50%台という低い金額ですが、市としては納得のいく理由だったということによろしいでしょうか。
公園課	低入札価格調査におきまして、業者に対し価格を低く抑えられた理由の聞き取り調査と市へ提出された確認資料を基に、市といたしましては納得がいく内容であったため、低価格でも施工が可能であると判断いたしました。
委員	施工写真を見たところ改修工事とありますが、LED球の交換作業のために別の作業が発生するものだったのでしょうか。それとも、LED球の交換だけだったのでしょうか。
公園課	器具の交換に伴いまして、安定器と内部の電気配線を合わせて改修いたしました。
委員	部品交換も伴う改修だったのですね。
公園課	その通りでございます。
委員	積算の内訳で、LEDのランプ代はどのくらいを占めますか。
公園課	定価ベースだと概ね 6 万 5 千円前後です。
委員	何割くらいの比重になりますか。そして何基分になりますか。
公園課	78 基になります。
委員	設計額が 1,214 万円なので、その中でどのくらいが器具代金なのかということをお伺いしたい。
公園課	LEDのランプ代は約 650 万円となります。算出方法は定価に掛け率を掛けております。
委員	普通に考えるとランプ代を安くしないと工事の積算単価が安くならないと思います。一括購入したからLEDランプが安く購入できたという訳ですが、倉庫にあったものなどで安く一括処分されたランプなど、そのランプの品質・性能は見極められるものなのでしょうか。性能的に遜色ないものだと市で検証できたのでしょうか。
公園課	材料検査を実施し、確認しております。

委員	ランプ代の 650 万円というのは直接工事費でしょうか。
公園課	その通りでございます。
委員	直接工事費は全体でいくらになりますか。
公園課	全体で 840 万円です。
委員	低入札価格調査において、賃金の支払い等にしわ寄せがいくようなことは見受けられなかったでしょうか。賃金をしっかり計上された上で、LED球が安く仕入れられている価格で構成されていたか。
公園課	確認しております。
委員	所沢市では失格基準価格はないのですか。
契約課	平成 30 年 4 月から低入札価格調査制度に「失格基準価格」を導入しております。
委員	<p>安いということが良いことではないと思います。業者にはある程度の金額で受注していただき利益を上げてもらわないと、職人や現場で働いている方々に適正な賃金が支払われないこともあります。ダンピング対策は十分考えていただきたいと思います。</p> <p>もう 1 点質問ですが、一般競争入札において総合評価方式でないにも関わらず、最低制限価格制度を行わないのですか。全て調査基準価格にして、安くても調査をすれば契約するという方式をとっているのですか。</p>
契約課	昨年度までは低入札価格調査制度における調査基準価格だけでございましたが、今年度からは失格基準価格を設けまして、その価格を下回った場合には失格となります。
委員	埼玉県では調査基準価格は総合評価方式でしか使っておらず、最低制限価格以下は失格という形をとっています。通常の一般競争入札は、最低制限価格で公契連の基準ですと 90% くらいの価格になり、その金額以下は契約しないという形をとっているのですが、そのくらいははっきりさせていかないとダンピングが収まらないと思います。全てを調査基準価格でやっていくのはどうかと思います。ダンピング対策は、入契法で取組の一つになっているので十分に踏まえていただき、入契法の適切な執行という観点からすれば、ダン

	<p>ピング対策をどのようにしていくか考えていただきたいと思います。</p>
契約課	<p>今年度から失格基準価格を設けましたので、状況をみながら必要性があれば、更に検討して参りたいと思います。</p>
委員	<p>電気工事は従来から低入札が多い傾向があると聞いていますが、どうして電気工事が安い傾向にあるのか積算の考えをお聞かせ下さい。</p>
契約課	<p>平成 29 年度の低入札価格による入札件数といたしましては、6 件ございますが、そのうち 3 件が電気工事であるため確かに多い傾向にあります。しかしながら、電気工事につきましては、製品の仕入れ価格により左右するところがございますので、定価に基づいて積算しているため、開きがあるのはやむを得ない状況と考えております。</p>
委員	<p>電気工事は、材料費の割合が高いということですね。労務費などは関係なく、仕入れ価格によって変わってくるということですね。</p>
契約課	<p>その通りでございます。</p>
委員	<p>この工事は見積りをとったのですか。</p>
公園課	<p>器具に関しては見積りで、施工費については歩掛を採用しております。</p>
委員	<p>見積りは何者からとったのですか。見積価格はどうでしたか。</p>
公園課	<p>見積りは 3 者からとりました。見積価格は 3 者とも同じくらいの価格でした。</p>
委員	<p>(意見等) 今回は下請けなしの工事ということで価格が低かったということでしたが、下請費用の圧縮という危険がないかなどが気になりました。低入札価格のときはその辺を確認していただきたいと思います。</p>
委員	<p>入札制度として全てにおいて調査基準価格を設けるのはいかなものかと思います。もう少し制度的な部分で調査基準価格ではなく、地方自治法で認められている最低制限価格を利用するなど、ダ</p>

	<p>ンピング対策の一環としてご検討いただければと思います。</p> <p>② 「総簡加 市道 2-561号線舗装補修工事」 (市発注・一般競争入札)</p> <p>総合評価方式による入札の対象条件につきましては、平成 28 年度に開催いたしました本委員会におきましてご意見を頂戴しておりますところでございますが、設計金額が 1,000 万円以上の工事で、切削オーバーレイのような単純な工事ではなく、できるだけ複数の工種が盛り込まれている工事としております。</p> <p>また、総合評価方式による入札が 1 者入札となりましたことにつきましては、10 月及び 11 月は総合評価方式と同じ B ランクの舗装工事が 8 件ございましたことから、提出書類が少ない総合評価方式以外の案件を選んだものと考えられます。</p>
契約課	
委員	<p>基準に当たる 1,000 万円以上の工事で複数の工種が含まれているものは、全て総合評価方式で入札するのか、それとも、その中からランダムに選んでいるのでしょうか。</p>
道路維持課	<p>昨年度に道路維持課で発注した工事数は 10 工事ございましたが、その中で複数の工種が盛り込まれている工事は 2 工事ありました。道路維持課では毎年 2 工事を総合評価方式で発注しておりますが、今回、総合評価方式で発注した工事は 2 工事とも複数の工種が盛り込まれていましたので、結果的には全て該当しております。</p>
委員	<p>毎年、道路維持課で 2 工事を総合評価方式で発注するということですが、今回は結果的に全て該当したということだったということは、3 工事以上該当する工事があったときはランダムに選ぶ方法をとっているということによろしいですか。</p>
道路維持課	<p>総合評価方式に該当する工事が 3 工事以上ある場合、該当する全てを総合評価方式で行うことは可能でございますが、今のところ、道路維持課では毎年 2 工事を行っております。しかし、他部署において総合評価方式による発注が難しい場合、道路維持課で 2 工事以上発注する可能性はございます。</p>
委員	<p>将来的には、総合評価方式による発注を増やす考えでいると思いますが、総合評価方式は通常の入札と比べやりにくいものですか。</p>
契約課	<p>業者におきましては、通常よりたくさんの書類を作成するため、負担が増えるので敬遠されるものでございますが、国といたしましても総合評価方式による発注を推奨しておりますので、そのような</p>

委員	<p>状況を踏まて、業者に負担がない方法を考えております。例えば簡易にできるパッケージ型の導入や、自己採点方式の採用など業者の事務負担を軽減する考えで進めている状況でございます。それによって、もう少し総合評価方式の工事が選ばれるようになると思います。</p> <p>総合評価方式は価格だけではなく、技術力などをプラスして受注者の総合的な評価で発注するものとのことですが、価格だけに頼るとどうなるから総合評価方式とするのですか。</p>
契約課	<p>価格だけではなくより質の高い工事を望むため、技術面も考慮するというところでございます。</p>
委員	<p>難易度の高いものや、技術を評価しなければならないものという特殊性があって初めて総合評価方式を適用するというプロセスにより、どの工事を総合評価方式でやろうかと抽出するのが前提であると思います。</p> <p>すると、この舗装工事はそういう意味の難易度があるものなのでしょう。該当する工事を2つ選ばなければいけないということで難しい点もあると思いますが、工事の難易度などは技術力からくるわけで、総合評価方式を使わなくても応札できるということであれば、応札者側からすれば事務負担が増えるだけで、メリットがないと思います。その辺りを機械的に何本やらないといけないからといって形式的にやっていると、総合評価方式の工事に参加する業者は少なくなると思います。</p> <p>他の案件で応札した方が事務負担も少ないからよいとなってしまうので、形式的にやるというよりも、技術面でこういった理由だから総合評価方式を使うといった側面を活かしていかないといけないと思います。総合評価方式で何本やらなければならないという義務があるのですか。</p>
契約課	<p>市では目標値を定めております。</p>
委員	<p>難易度で選んだ理由があると思いますが、この資料には特に記載されていません。その辺も総合評価方式を採用したところには出てくるのでしょうか。</p> <p>なぜ技術評価をしなければいけないのか疑問です。総合評価方式で行わない通常の舗装工事で、一般的に今までもやってくる工事であれば、あえて総合評価方式を選ぶことはなく、多数の応札者がいた方が競争性も増えてよい状況なので、本来の趣旨はそこにあるのだと思います。</p>

	<p>無理やり形式的に当てはめなければならないロジックはないと思いますので、テスト的に行い業者に慣れてもらうために行うという趣旨なら、それはそれでよいと思います。その辺をきちんと意図してやらないと、単に件数で何件行ったということではなく、一つは難易度が高いものを抽出し、もう一つは業者に総合評価制度を熟知してもらうという趣旨なら、形式的に何件やるというのは分かります。そういう段階もある程度シミュレーションを組んでいく必要があると思いますが、市としてはどのようにお考えですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>委員のおっしゃるとおり、現段階では試行的に行っているところでございますが、これから市も業者もお互いに慣れていかなければならないと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>市として、これから総合評価方式をどういう方向で採用していけばよいかを考えているということに理解しました。</p>
<p>委員</p>	<p>必要応札可能者数について、もう一度説明をお願いします。</p>
<p>契約課</p>	<p>所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱に基づき、設計金額に応じて応札可能者数を定めております。</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。それから、今回は1者入札ですが、所沢市では1者入札は認めているのですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>電子入札の場合、入札参加者は他の参加者の情報が分からないので、1者入札も認めております。</p>
<p>委員</p>	<p>要綱の中でこういった場合は1者でよいという決まりはあるのですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>建設工事契約事務取扱要領におきまして、電子入札の場合は、たとえ応札者が1者でも開札することとしております。</p>
<p>委員</p>	<p>電子入札でやる場合には1者でもよいということですね。理由になっているような、いないような感じですね。</p>
<p>契約課</p>	<p>応札者が1者の場合には、競争性が働かないということだと思いますが、電子入札による入札時におきましては、他の入札参加者の入札状況が分からないため、結果として応札者が1者であったとしても競争性が阻害された訳ではないものと考えておりますことから、1者入札を認めているものでございます。</p>

委員	<p>舗装工事は人気がある工事なので、どうして1者だったと思いますか。</p>
契約課	<p>平成29年度の舗装工事ですが、1年間でB級ランクの舗装工事につきましては、年間で15件ございました。その中で10月と11月に発注を行っている舗装工事が8件ございまして、これが全体の50%強の割合でございました。そのため、10月と11月に舗装工事が集中したため、入札に参加する業者が他の舗装工事と分散した結果、総合評価方式につきましては、11月下旬と最後の方の発注ということもあり、舗装工事を希望する業者が既に別の舗装工事を受注されており、総合評価方式への参加が少なかったものと考えております。</p>
委員	<p>発注時期の平準化をした方がよいということですね。</p>
	<p>(意見等)</p>
委員	<p>まだ総合評価方式が始まったばかりで、いつも拝見すると総合評価方式での入札参加者が少ないので、より使いやすく参加に抵抗がない制度にして欲しいと思います。</p>
委員	<p>総合評価方式の採用と競争性の確保をきちんと考え、単に形式的に抽出しないでバランスを考えてやっていただきたい。</p>
契約課	<p>③ 「市道3-591号線改良舗装工事」 (市発注・指名競争入札)</p> <p>辞退の理由につきましては、人員不足により主任技術者等の技術員の配置ができないことが辞退の理由であったとのことです。</p> <p>無効の理由につきましては、入札時における入札金額の見積内訳書の記載に不備があったことによるものです。</p> <p>改良舗装工事の内容につきましては、特殊な工法等を必要とする工事ではなく、一般的な工事のため特に問題はございません。</p>
委員	<p>入札記録表を見ると辞退が2者ありますが、理由が書いていない1者が、人員不足のため辞退したいという話だったということでしょうか。また、無効の1者は「入札金額見積内訳書の不備」とありますが、一般的な工事であるのにも関わらず、見積内訳書にどんな不備が発生したのか詳しくお聞かせください。</p>
契約課	<p>辞退理由につきましては、入札記録表3番の業者は技術者が足りないという理由でございます。また、無効であった2番の業者の見積内訳書の不備につきましては、白紙で提出したことによるもので</p>

	<p>ございます。</p>
委員	<p>白紙で入れられたということですが、よくあることなのですか。それとも異常なことなのですか。</p>
契約課	<p>通常は、入札書と入札金額見積内訳書の両方を提出することになっておりまして、どちらかが欠けてしまうと無効となります。今回のように入札金額見積内訳書が白紙であったのは、初めてのケースでございます。また、過去におきましては、別の工事名が書かれていたことがございました。</p>
委員	<p>業者のミスで無効が発生したことで、技術者が確保できない理由により辞退があったということですね。そして、もう1者については、理由は分からないが入札書が入っていないので辞退となったため、結果的に1者となってしまった案件という理解でよろしいでしょうか。</p>
契約課	<p>その通りでございます。</p>
委員	<p>指名業者が4者ですが、B級の業者が4者以上ある中で、この4者を選定した理由をお伺いします。</p>
道路建設課	<p>この4者を選定した理由といたしましては、土木工事のB級ということと、所沢市内に本店があること、それと過去の実績を考慮しこの4者を選定いたしました。</p>
委員	<p>今の条件に合致するB級業者は何者ありましたか。</p>
道路建設課	<p>B級業者は47者ございますが、市内本店ということと、過去の実績を考慮しますと、該当するのは半分程度になります。</p>
委員	<p>そこから絞り込んで業者を決めるには、どのようなプロセスがあるのですか。</p>
道路建設課	<p>まずは市内本店であることと、過去の実績で絞り込んだ後は、出来るだけ工事場所に近い業者を選定しております。</p>
委員	<p>今後、指名にあたり指名したけど辞退したことについて、次回から考慮されていくのですか。</p>
道路建設課	<p>今後、検討して参ります。</p>

委員	今まで統計をとったりしていないのですね。
道路建設課	統計をとっていません。
委員	今回、4 者を指名するというのは決まっていることだったのですか。
道路建設課	所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱に基づき、500 万円未満の設計金額の場合は 3 者以上と決まっております。
委員	<p>選んだ案件がそうだったのかもしれませんが、全体的に発注時期が遅いと思います。結果的に業者が手一杯で取れないとか、あるいは技術者が不足であったりということなので、もう少し前倒して早めに発注するなど発注時期の平準化を図るよう努力していただきたいと思います。</p> <p>また、委員の話に関連しますが、指名業者数を 4 者よりもう少し多く選んだりすることはないのですか。そこは状況に応じてということなのですか。</p>
契約課	所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱に基づき、設計金額が 500 万円未満は 3 者以上を選定する規定でございます。所沢市といたしましては、最低でも 3 者は選ぶことになっておりますので、あとは実際に業者を選定する工事担当課において増やすことは可能でございます。
委員	技術者不足の中で、この金額なら兼務もできるでしょうし、現場代理人の兼務も可能なところをよく謳っておいていただき、他で受注していても兼務可能な工事を持っていれば、こちらも合わせて技術者として担当できますということは業者も十分知っていると思いますが、現場代理人の兼務も十分に活用して発注していただき、できれば複数の方に応札してもらった方が競争性も生まれると思います。色々ある制度を使ってもらうようにした方がよいと思います。
委員	指名を受けている業者は、自分のところ以外でどこの業者が指名を受けているかという情報は入らないのですか。
契約課	電子入札におきましては、自分が指名を受けたことは分かりますが、他に何者指名されたのか、また、どこの業者が競争相手なのかは一切分かりません。

委員	<p>(意見等)</p> <p>感想になりますが、結果として1者だけになってしまい競争性が確保できなかったという内容なので、今回は色々と重なってこのような状況になってしまいました。もう少し競争性が確保できるよう配慮していただけたらよかったですと思いました。</p>
委員	<p>今までも言われていたことかもしれませんが、指名競争入札の場合は、特に市側で辞退理由を把握しておく必要があると思います。一般競争入札で参加申込後に途中で辞退したのとは違い、工事をやってもらうために指名したのに辞退しているのだから、辞退理由は把握しておいて、今後に生かす必要があると思います。</p>
委員	<p>3者だと随意契約みたいな形になってしまっていて競争性が生まれない感じがします。今回は要綱で3者以上となっているところで4者となっているわけですが、そもそも、もう少し指名業者数を増やしてもっと業者に参加していただいた方が競争性も生まれる感じがします。例えば、要綱にさらに何者かプラスして指名するような内規を定めるなど、さらに競争性が生まれる工夫をされた方がよろしいのかと思います。</p>
契約課	<p>④ 「東部クリーンセンターリサイクルプラザ I T V 設備改修工事」 (市発注・見積合せ)</p> <p>工事の内容につきましては、東部クリーンセンターリサイクルプラザを監視する I T V 設備において、カメラからの映像を制御する制御部が経年劣化による動作不良となったため、正常に作動する既設カメラを残したまま、動作不良となった制御部のみを交換する工事であります。</p> <p>また、随意契約とした理由につきましては、I T V 設備のカメラと制御部の映像信号及びカメラ制御の取り扱いについて、熟知していることが求められるため、当該施設的设计、施工及び点検を行っている業者以外には制御部のみの交換が不可能であることから随意契約といたしました。</p>
委員	<p>今回契約した業者には、もともと設計・施工・点検をずっとお願いしていて、今回は一部故障が出たのでその部分を修理してもらったということだと思うのですが、落札率が高いという点で、そもそも設計金額を積算する時に、この改修はこの業者にしかできないものという点で、どのように見積りをとって設計金額を出したのでしょうか。また、契約金額が設計金額を下回っているその差額はこういった経緯で生じたのか、その辺の仕組みを教えてください。</p>

東部クリーンセンター	積算につきましては、公共建築工事積算基準、埼玉県電気設備工事積算標準単価を採用して積算しております。専門的な制御部の部分はメーカーから見積りを徴取し、埼玉県建設工事における単価等の取扱いに準じた査定率を掛けて積算しております。
委員	専門的な機械部分は業者からの見積りのとおりで、それ以外の施工部分である人件費や工具等は基準によって算出したので、その部分が契約金額との微妙な差異になったという理解でよろしいですか。
東部クリーンセンター	その通りでございます。
委員	経年劣化で交換とありますが、もともと設計・施工・点検はこの業者にやってもらっているという中で、経年劣化になってしまったものの対応年数や、この期間内であれば物理的に使えるといった基準はあるのですか。建設時の保障があると思いますが、その辺りの兼ね合いは把握した上で経年劣化という工事の発注になっているのですか。
東部クリーンセンター	建設当初の平成 15 年から I T V 設備を運用しておりますが、建設後の保証期間につきましては、電気設備ですと 3 年間になります。また、電気計装設備的な機械、製品につきましては、東部クリーンセンターでは耐用年数を概ね 7 年から 10 年くらいと考えており、今までもその辺りの年数で不具合が発生しております。今回は 14 年が経過しているという点で、十分に耐用年数が経過していると考えております。
委員	十分に把握してやっているということで分かりました。
委員	修繕計画はありますか。
東部クリーンセンター	東部クリーンセンターは焼却工場でございますので、プラントの機械設備、電気設備を含めまして、長寿命化計画という中長期的な計画を平成 28 年に設定したばかりでございますが、その計画に基づいて行っております。
委員	見積りは何者から徴取したのですか。
東部クリーンセンター	今回は特注製品になりますので、東部クリーンセンターの運転システムに合わせたプログラムをしてそれに合わせた製作物でございますので、受注者 1 者からでございます。

委員	他に参考見積を徴取していないのですか。
東部クリーンセンター	設計を含めての性能保証、互換性もございますので、他者からの見積徴取は不可能であると考え1者からの見積りといたしました。
委員	見積価格の妥当性はどのように判断されたのですか。
東部クリーンセンター	これまでに保守点検・改修・整備を実施している中で、その点検費用等を考慮いたしますと、十分妥当な価格であると考えております。
委員	妥当なのに査定しているのですか。
東部クリーンセンター	埼玉県の実績に準じて掛け率を採用しておりますので、掛け率を掛けまして査定いたしました。
委員	査定率というのは基準ではなく、市の中の運用ということでしょうか。随意契約なので価格については事前公表ですか。
東部クリーンセンター	事前公表はしておりません。
委員	査定率について、業者は分かっているのですか。
東部クリーンセンター	分かっておりません。
委員	分かっているけれども、結果は99.49%なのですか。
東部クリーンセンター	結果的に99.49%でございました。
委員	査定というものがそもそもよく分かりません。どうして査定をするのですか。もらった見積りが妥当な見積りなら査定率を掛ける必要がないのではと思うのですが、その辺りどうお考えですか。
東部クリーンセンター	東部クリーンセンターでは、設備に関係なく見積りの100%ではなく、掛け率を掛けて算定しております。
委員	(意見等) 見積りの徴取については、この業者にしかできない工事だから見積りもこの業者からしか取れないということはないと思うので、参考見積という形で、設備が違うのであれば同種同規模程度の施設で同じことをやるとしたらどのくらいかかるのかなど、参考的に他の

<p>東部クリーンセンター</p>	<p>メーカーからも取った方がよいと思います。1 者とだけのやり取りでは妥当性が分からないと思います。今後このような大規模な修繕をするときはもう少し精査してやった方がよいと思います。</p> <p>質問になってしまいますが、修繕なので特別調査はしていないのですね。</p> <p>調査は行っておりません。</p>
<p>上下水道局総務課</p>	<p>⑤ 「北秋津地内下水管布設工事」 (上下水道局発注・一般競争入札)</p> <p>参加資格対象者が 53 者ございましたので、想像するしかないのですが、入札、発注時期が悪かったなどが原因だったのではないかと考えられます。</p>
<p>委員</p>	<p>下水管の布設工事ということで、特に難しい工事ではなく一般的な工事のような気がしますが、そもそも 1 者だけというのはずいぶん少ないと思います。想像になってしまうかもしれませんが、時期の他に、場所の問題や他に競合するものがあったなど、他に事情が考えられるのでしょうか。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>発注時期が遅かった理由でございますが、工事発注に伴い図面作成などの詳細設計委託を同じ年度に発注しましたが、成果品が上がってきたのが 9 月頃になったことと、工事路線が平成 29 年度の所沢市議会第 3 回定例会 9 月議会において、埼玉県が所管します主要地方道東京所沢線から市道路線に認定されることから、占用届など所管が明確になる時期を待ってからこの工事を発注したため、発注時期が遅くなったという理由から 1 者の入札となったものと考えられます。</p>
<p>委員</p>	<p>色々な事情があって、年度末で工期が短かったのでこの期間内にやらなければならなかったということで、この短い期間内にできる業者が他にいなかったから、おそらく 1 者になってしまったのだろうということでしょうか。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>その通りでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>資料 25 ページの必要応札可能者数が、要綱によると設計金額が 500 万円未満だと 3 者と書いてありますが、意味合いとしては 500 万円未満対象の資格業者が 3 者以上いなければいけないと読むのか、それとも応札者が 3 者以上なければいけないと読むのですか。</p>

上下水道局総務課	資格業者が3者以上としておりまして、応札は1者でも構いません。
委員	ずいぶん少ないですね。
上下水道局総務課	今回の工事は、一般競争入札なので対象が3者いれば大丈夫だったのですが、実際は53者もいる中で、本当に魅力がないというか、下水道工事はもっと金額が大きい工事を発注しておりますので、業者からすれば32mほどを設置する工事は、手間が多く利益が上がらないということもあり、入札する業者が少なかったのだと思います。
	(意見等) 特になし。
委員	4 その他 その他ということで、抽出された5件とは違いますが、工事総括表4ページにある30番の所沢市立山口中学校西側擁壁（土留め杭）復旧工事について、平成30年2月1日に入札して約4億円の工事ですが、工期はいつまでになりますか。
道路維持課	工期は平成31年3月15日までとなっております。
委員	この工事は平成29年度の予算で執行するのですか。
道路維持課	その通りでございます。
委員	長い工期なのにずいぶんと押し迫ってからの工事ですが、この工事は特別に学校の方で必要性が出てきて行った工事なのですか。
道路維持課	平成29年10月の台風により学校の敷地が一部崩落し、そこに面していた道路も一緒に崩落してしまいました。道路が落ちてしまったことで、6軒の方々が避難を余儀なくされている状況が今でも続いております。このため、災害復旧にあたりできる限り早くということでこの時期に発注した工事でございます。
委員	資料11ページの2番の配水管更新に伴う舗装復旧工事の入札日が、平成30年3月12日で年度末間近なのですが、配水管の不具合があつての工事ですか。
上下水道局総務課	この工事はもともと配水管更新工事を発注しておりましたが、元

<p>委員</p>	<p>請業者が倒産したために工事が中断いたしました。そのため、倒産した業者が残した舗装部分だけの工事を発注したものでございます。</p> <p>今日の案件については、議事録をもって市長に報告します。</p> <p>また、その他として入札日が10月以降のものが多く思います。業者としては、4、5月に工事が無い状況が続いているので、国も県も発注時期の平準化率を90%以上にしていこうと進めていますので、例えば、債務負担行為などにより前年度から準備したりして色々工夫していけば、先ほどの話にあった1者入札などがなくなると思います。</p> <p>もう少し平均的に年間を通して発注したり、多様な入札方式をとることなど留意していただきたいと思います。</p>
<p>総務部長</p>	<p>国からも直接話がございまして、担い手3法における発注時期の平準化の課題などを挙げられておりましたので、市の行政ということで会計年度のこともございしますが、手探りに試行を交えながら進めて参りたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>・ 次回の審議事案の抽出について 審議事案の抽出委員：磯田委員長</p>

--	--